

総 括 調 査 票

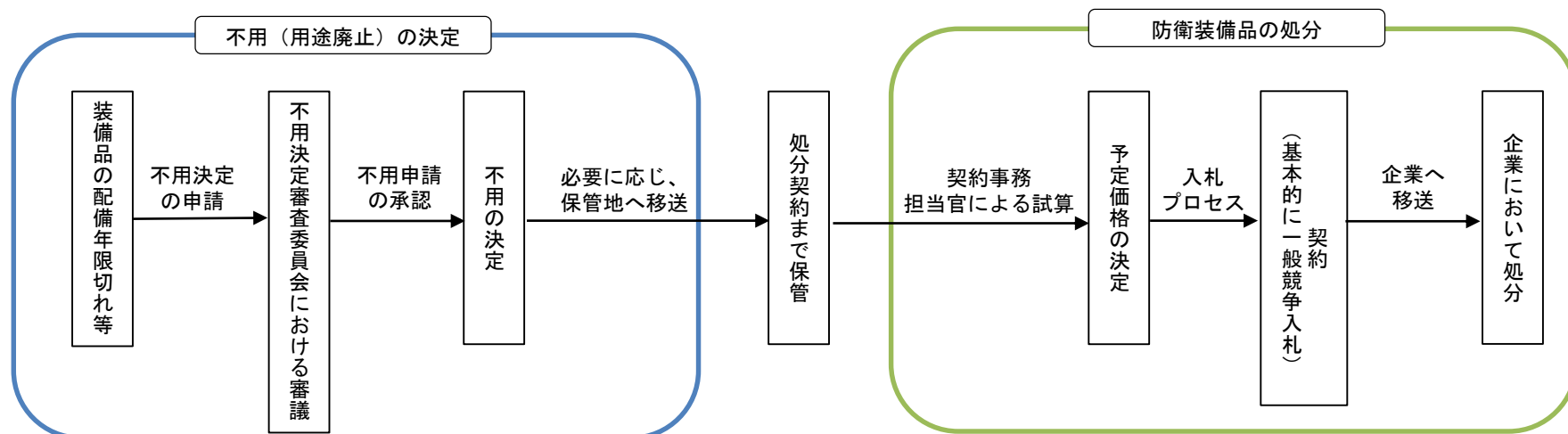
調査事業名	(37) 防衛装備品等の処分			調査対象 予算額	令和元年度：①歳入 2,357百万円、②歳出 1,657百万円 ほか (参考 令和2年度：①歳入 2,128百万円、②歳出 1,017百万円)			
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	①物品売払収入	②武器車両等整備費	調査主体	本省
組織	防衛本省			目	①不用物品売払代	②武器修理費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 防衛省・自衛隊においては、車両（戦車等）や艦艇（護衛艦等）、航空機（戦闘機、ヘリ等）などの各種防衛装備品について耐用年数等を踏まえて不用の決定を行ったのち、装備品を鉄くず等として売却する場合とそのまま廃棄した場合を比較衡量し、より効率的・合理的な方法を都度選択したうえで処分を行っている。
- 不用決定された装備品をどのように処分するかは、一部の例外を除いて、不用決定する部隊等で検討されることとなっており、業者の見積等を参考とする市場価格方式によって予定価格を定め、一般競争入札によって業者を定めることが一般的である。
- 平成30年12月18日に決定された「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」において、その他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図ることが明記されていることから、費用と売却収入の双方の観点から、効果的・効率的な処分がなされているかについて、過去5年間（平成27年度～令和元年度）の処分状況をもとに検証する。

【防衛装備品の処分の流れ】



総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 防衛装備品等の処分

②調査の視点

1. 防衛装備品を処分する際、費用や収入の適正性を確認できる体制となっているか。
2. 防衛装備品の処分費用や売却価格は適正なものとなっているか。
3. 防衛装備品の処分に関連した予算は効率的なものとなっているか。
4. 処分予定の防衛装備品を有効活用することで、更なる収入の増加を図ることはできないか。

【調査対象年度】
平成27年度～令和元年度

【調査対象先数】
陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊：3先

2. 防衛装備品の処分費用、売却価格の適正性

- 過去5年間の装備品の処分費用・収入をみると、同じ装備品であっても、処分契約ごとにその費用・収入は大きく異なっている。
- 陸自の保有する74式戦車について、最も安い処分費用は49万円/両、最も高い処分費用は156万円/両と一両当たりの処分費用に約3倍の乖離がみられる。また、82式指揮通信車の処分費用は、357万円/両～426万円/両と74式戦車と比較して約3倍の処分費用がかかっている。【表1】戦車等の装備品は補給統制本部において一括して処分契約が行われているにもかかわらず、こうした状況となっている背景には、処分契約が主に装備品の製造元企業との随意契約で実施されており、価格が随意契約先企業の設備の稼働状況等に左右されて変動していることが考えられる。
- また、空自の保有するF-4戦闘機について、平成27年度の百里基地では解体契約を実施したのちにその他の装備品の鉄くずとあわせて売却を実施しているが、それ以外の年度の百里基地や小牧基地においては、主に解体・売却を同時に実施する契約を実施しており【表1】、基地や年度ごとに処分契約の形態が異なっているため、1機当たりの処分費用について各基地や年度ごとに比較することができない場合がある。
- こうした契約ごとの費用・収入が異なる背景には、随意契約等により価格競争が十分に働いていないこと、処分担当者間での情報共有体制が不十分で、過去の処分状況の蓄積、比較が十分になされていないことが考えられる。

③調査結果及びその分析

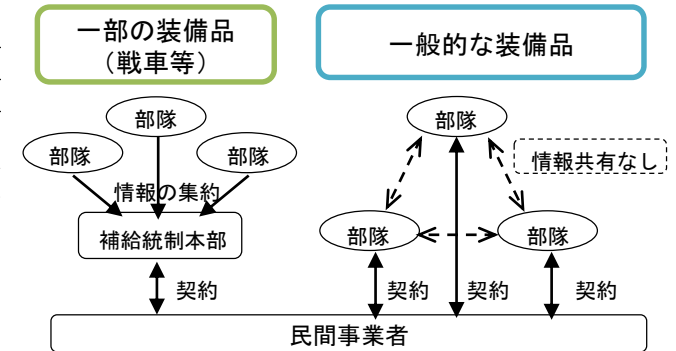
1. 防衛装備品の処分体制

○ 防衛装備品の不用決定後、民間事業者との間で処分契約を締結し処分を実施しているが、各自衛隊でその仕組みが異なっており、基本的にはそれぞれの部隊等で独立して実施されている。陸上自衛隊（以下「陸自」という。）においては、戦車等の一部の装備品は陸自全体として一括して処分を実施し、それ以外の装備品等は各部隊ごとに処分を実施している。他方、海上自衛隊、航空自衛隊（以下「空自」という。）においては、不用装備品の処分は全て各部隊等において実施されている。【図1】

○ このように各自衛隊で処分契約の仕組みが異なることにより、自衛隊間での装備品あたりの処分単価を比較して、その適正性を確認することができない場合がある。

○ また、後述のとおり、処分する部隊等によって、防衛装備品の処分単価が大きく異なっており、同一組織内においても部隊間で収入・費用の適正性の比較を十分に実施する仕組みが存在していないことが判明した。

【図1】防衛省における不用決定後の契約イメージ



【表1】装備品の処分にかかる費用の例

(1) 74式戦車

契約日付	処分費用 (円/両)
H28. 1. 27	650, 160
H29. 12. 22	609, 120
H31. 2. 15	1, 331, 640
H31. 2. 15	486, 000
R1. 12. 9	1, 557, 600
R1. 12. 9	911, 900

(2) 82式指揮通信車

契約日付	処分費用 (円/両)
H28. 3. 3	4, 263, 840
H29. 3. 23	3, 914, 640
H30. 3. 27	3, 565, 080
H31. 3. 20	3, 662, 280

(3) F-4戦闘機

契約日付	処分費用 (円/機)	処分台数	処分地	契約形態
H27. 12. 17	507, 600	3機	百里	解体のみ
H30. 10. 23	247, 860	4機	百里	解体・売却
R1. 11. 7	385, 000	3機	小牧	解体・売却
R2. 2. 6	82, 500	4機	百里	解体・売却

総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 防衛装備品等の処分

③調査結果及びその分析

3. 防衛装備品の処分に関連した予算の効率性

- 防衛省は、装備品の調達に際し、将来の処分時を見据え、売却収入の算定に利用するための材質別重量区分表（以下「区分表」という。）を装備品製造者に作成させる場合がある。
- 具体的には、不用装備品を廃棄する場合と売却する場合の収支の試算を比較し、区分表作成費を支出してもなお売却が有利と考えられる場合に区分表を作成することとしている。【表2】
- しかしながら、こうした売却収入の試算について、例えば、03式中距離地对空誘導弾の収入見積単価(49～68千円/t)では、類似装備品の実績単価の蓄積をしていなかったため、使用済自動車等を鉄くずとした単価を採用しており、実績の蓄積が不十分なため正確な計算ができない可能性があったことが判明した。

【表2】防衛装備品における廃棄又は売却の決定方法
(03式中距離地对空誘導弾の場合)

(千円)	費用		収入	計
	廃棄費用	区分表作成費	売却収入	
廃棄した場合	▲177,095	—	—	▲177,095
売却した場合	—	▲330,345	186,617～ 258,978	▲71,367 ～ ▲143,728

売却しても収支はマイナスだが、単に廃棄するよりは費用が抑えられるため、売却することとなる。

4. 経済効率的な売却方法

- 防衛装備品の処分について海外の事例を確認すると、英国では国防省内の防衛装備売却局が歳入の最大化を目的として、不用・余剰防衛装備品の国内外への売却を行っている。車両や被服、航空機整備部品等を競売等により売却する、船舶について再利用ないし資源としての利用を念頭に海外政府や企業へ輸出するなどの取組を実施することで、歳入の確保に努めている。
- 現在、我が国から海外への防衛装備品の処分については、制度上は海外企業の入札を妨げない仕組みとなっており、「外国為替及び外国貿易法」及び「防衛装備移転三原則」に抵触しない範囲で中古装備品の海外移転を行った例はあるが、実績は限られている。
- 一方、英国の事例をみると、軽空母を鉄くずとして海外企業に売却した事例、不用となった艦艇を海外政府に売却した事例等があり、売却方法や売却先を多様化することにより高い経済効率性を得られる可能性があることを示唆している。

【表3】

【表3】英国における不用船舶の売却事例

艦艇	売却年	売却価格	売却先	備考
軽空母 (HMS Illustrious)	2015年	約2.7億円	トルコ企業 (鉄くず)	32年の使用後、鉄資源として売却
揚陸艦 (HMS Ocean)	2018年	約109億円	ブラジル政府 (再利用)	20年の使用後に売却
掃海艇 (HMS Quorn)	2020年	約2.9億円	リトアニア政府 (再利用)	29年の使用後に売却

※英国の売却価格は英国政府及び報道情報において示された金額を当時の為替レートに乗じて求めたもの。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 防衛装備品の処分体制

- 各自衛隊間等での処分契約の仕組みの統一を可能な限り図るとともに、防衛装備品の処分にかかる収入・費用の単価などの情報を他の自衛隊等にも共有できるような体制を構築すべき。

2. 防衛装備品の処分費用、売却価格の適正性

- 防衛装備品の処分方法について、可能な限り一般競争入札を実施するなどにより、処分契約における競争性及び透明性を確保すべき。

3. 防衛装備品の処分に関連した予算の効率性

- 過去の処分実績を蓄積し、区分表作成役務の予算計上の適否判定の際の売却収入の試算に当たっては、より適切な実績単価を採用すべき。

4. 経済効率的な売却方法

- 防衛装備品の処分について、情報保全等にも十分配慮することを前提に、現状の処分方法の枠組みにとらわれず、不用装備品の売却対象、売却方法、入札参加主体の拡大などにより、より経済効率的な売却方法が実施できないか積極的に検討すべき。